



2024年1月19日

各位

会社名 株式会社マミーマート
代表者名 代表取締役社長 岩崎 裕文
(コード番号 9823 東証スタンダード)
問合せ先 総合企画室長 芳賀 良太
(TEL. 048-654-2516)

譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア (業績連動型株式報酬) としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年1月19日開催の当社取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア(業績連動型株式報酬)としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|------------------|---|
| (1) 処分期日 | 2024年2月5日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 13,309株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき 4,000円 |
| (4) 処分総額 | 53,236,000円 |
| (5) 処分子定先 | ①譲渡制限付株式報酬 取締役(社外取締役を除く。) 6名 1,951株 取締役を兼務しない執行役員 8名 1,000株 ②パフォーマンス・シェア(業績連動型株式報酬) 取締役(社外取締役を除く。) 6名 6,108株 取締役を兼務しない執行役員 6名 4,250株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分のうち、「②業績連動型株式報酬」については、金融商品取引法による有価証券通知書の効力発生を条件とします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役、取締役を兼務しない執行役員(以下「対象取締役等」といいます。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社を対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入することを決議し、また、2020年12月18日

開催の第 55 期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 5,000 万円以内とするとともに、パフォーマンス・シェア（業績連動型株式報酬）に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額 5,000 万円以内として設定することにつき、ご承認をいただいております。

本自己株式処分においては、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア（業績連動型株式報酬）制度に基づき、割当予定先である対象取締役等（譲渡制限付株式報酬 14 名、業績連動型株式報酬 12 名）が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【譲渡制限付株式報酬制度の概要等】

譲渡制限付株式報酬制度は、各対象取締役等に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役等は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受ける制度です。

譲渡制限付株式報酬制度による当社普通株式の処分にあたっては、当社と各対象取締役等との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その処分にかかる当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役等に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役等が、上記の現物出資に同意していることおよび譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 11,804,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式 2,951 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を 30 年としております。

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約の概要は、以下のとおりです。

譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2024 年 2 月 5 日から 2054 年 2 月 4 日まで

② 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員の中のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

③ 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

(a) 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員の中のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

(b)譲渡制限の解除対象となる株式数

(a)で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

④ 当社の無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役等が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償取得することができることとする。

⑤ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が SMBC 日興証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して SMBC 日興証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

⑥ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

【パフォーマンス・シェア（業績連動型株式報酬）制度の概要等】

パフォーマンス・シェア（業績連動型株式報酬）制度は、各対象取締役等に対し、支給対象年度から開始する当社の経営計画の連続する3カ年の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」という。なお当初の対象期間は2021年9月30日に終了する事業年度から2023年9月30日で終了する事業年度までの3事業年度とし、当初の対象期間終了後も新たな経営計画が策定される毎に、本株主総会で承認を受けた範囲内でパフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）を継続することを予定しております。）の経過後、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権を報酬として支給する業績連動型の株式報酬制度です。

したがって各対象取締役等への当社普通株式交付のための金銭報酬債権の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役等は、金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計41,432,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社の普通株式合計10,358株を支給対象者へ付与することといたしました。

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される株式割当契約の概要は、以下のとおりです。

パフォーマンス・シェア制度（業績連動型株式報酬制度）の概要

① 本制度にかかる金銭報酬債権並びに株式総数の上限

各対象取締役等に支給する金銭報酬債権の総額は年額 5,000 万円以内、各対象取締役等に割り当てる当社普通株式の総数は年 25,000 株以内とします。株主総会での承認以降、株式分割・株式併合他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

② 各対象取締役等に交付する当社普通株式の数の算定方法

当社は、パフォーマンス・シェア制度において使用する業績目標達成度は、業績評価期間にかかる確定した当期純利益高の数値に基づいて、下記表に従って算出します。

なお、対象取締役等に割り当てる当社普通株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役等に割り当てる当社普通株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役等に割り当てる株式数を、案分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減ずることとします。

| 達成率 | 100%以上 | 105%以上 | 110%以上 | 115%以上 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 200 万円 | 300 万円 | 350 万円 | 420 万円 |
| 取締役を兼務しない執行役員 | 100 万円 | 150 万円 | 200 万円 | 300 万円 |

本業績評価期間における目標値、3 事業年度の最終年度の単体純利益 2,924 百万円に対し、当社が提出した第 58 期有価証券報告書における単体当期純利益は 3,836 百万円と、達成率 131.2%という結果となりました。従いまして 115%以上のテーブルに該当いたします。

また、次期業績評価期間は 2024 年 9 月 30 日に終了する事業年度（第 59 期）から 2026 年 9 月 30 日で終了する事業年度（第 61 期）までの 3 事業年度とし、当該業績評価期間における目標値は、最終年度の当社が提出する第 61 期有価証券報告書における親会社株主に帰属する当期純利益（連結）5,000 百万円としております。

③ 交付要件

業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役等に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役等に当社普通株式を交付するものとします。

- (1) 支給対象年度中に当社取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと
- (2) 当社取締役会に定める一定の非違行為がなかったこと
- (3) 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

対象期間中に新たに対象取締役等に就任する者、あるいは対象期間中に正当な理由により退任（ただし、死亡により退任する場合を除く。）する者については、対象期間中における対象取締役等の在職期間（月単位）を 36 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。月の途中で退任する場合は 1 月在任したものとみなす。

また、死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、上記算定方法に従って算定される株数に、当該退任時点の当社株式の時価を乗じて得られた額（420 万円を超える場合には、420 万円とする）の金銭を、相続人が当社に対して届け出をした権利を承継する者（複数存在する場合にはその代表者。）に対して交付する。当該退任時点の当社株式の時価とは、当該退任日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とする。ただし、計算の結果として算出される金銭の額が上限である 420 万円を超えるとき

は、交付する金銭の額は420万円とする。

④ 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度にかかる上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の第59期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権及びパフォーマンス・シェア（業績連動型株式報酬）制度に基づく普通株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）と社内規程に定めており、2024年1月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である4,000円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上